

**那須塩原クリーンセンター
基幹的設備改良工事及び長期包括運営業務**

要求水準書

第Ⅱ編 運営業務編

令和4年5月16日

那須塩原市

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1章 総則 | 1 |
| 第1節 事業概要..... | 1 |
| 第2節 一般事項..... | 6 |
| 第3節 計画主要目..... | 9 |
| 第2章 運営体制 | 17 |
| 第1節 組織計画..... | 17 |
| 第2節 労働安全衛生・作業環境管理..... | 18 |
| 第3節 防火管理..... | 18 |
| 第4節 連絡体制..... | 19 |
| 第5節 施設警備・防犯体制..... | 19 |
| 第6節 地元雇用..... | 19 |
| 第7節 障害者雇用..... | 19 |
| 第8節 セルフモニタリング体制の構築..... | 19 |
| 第3章 運営準備業務 | 20 |
| 第1節 運営準備業務実施計画書の作成..... | 20 |
| 第2節 運営業務に必要な人員の確保..... | 20 |
| 第3節 運営業務に係る資料内容の確認..... | 20 |
| 第4節 本件施設の状況調査..... | 20 |
| 第4章 受付管理業務 | 21 |
| 第1節 受付・計量業務..... | 21 |
| 第2節 熱回収施設に係る運転管理業務..... | 21 |
| 第3節 リサイクルセンターに係る運転管理業務..... | 26 |
| 第5章 維持管理業務 | 29 |
| 第1節 保守管理..... | 29 |
| 第2節 修繕工事..... | 30 |
| 第3節 精密機能検査..... | 32 |
| 第4節 清掃..... | 32 |
| 第5節 維持管理マニュアル..... | 32 |
| 第6節 長寿命化総合計画の運用..... | 33 |
| 第7節 特定部品の調達..... | 33 |
| 第6章 測定管理業務 | 34 |
| 第1節 測定管理マニュアル..... | 34 |
| 第7章 防災管理業務 | 36 |
| 第1節 二次災害の防止..... | 36 |
| 第2節 緊急対応マニュアルの作成..... | 36 |
| 第3節 自主防災組織の整備..... | 36 |
| 第4節 防災訓練の実施..... | 36 |
| 第5節 事故報告書の作成..... | 36 |
| 第6節 事業継続計画書の作成..... | 36 |
| 第8章 その他関連業務 | 37 |
| 第1節 植栽管理..... | 37 |
| 第2節 保険..... | 37 |
| 第3節 見学者への対応..... | 37 |
| 第4節 地域住民への対応..... | 37 |
| 第5節 放射能対応..... | 37 |
| 第6節 再生品提供事業への対応..... | 38 |
| 第7節 積雪対策..... | 38 |
| 第8節 その他関連業務マニュアル..... | 38 |
| 第9章 情報管理業務 | 39 |
| 第1節 運営体制..... | 39 |
| 第2節 運営マニュアル..... | 39 |

| | |
|---------------------|----|
| 第3節 運營業務実施計画書..... | 39 |
| 第4節 運転..... | 39 |
| 第5節 保守管理..... | 40 |
| 第6節 補修工事..... | 40 |
| 第7節 更新工事..... | 40 |
| 第8節 保全工事..... | 40 |
| 第9節 清掃実施..... | 40 |
| 第10節 測定管理..... | 41 |
| 第11節 施設情報管理..... | 41 |
| 第12節 業務完了報告..... | 41 |
| 第13節 その他管理記録報告..... | 41 |

| | |
|--------------------------------------|--|
| 添付資料1 本件施設における処理不適物 | |
| 添付資料2 各種実績数値 | |
| 添付資料3 DCSデータの低位発熱量（平成30年度～令和2年度） | |
| 添付資料4 費用負担 | |
| 添付資料5 市が貸与可能な車両・重機一覧 | |
| 添付資料6 電力収支の実績（平成30年度～令和2年度） | |
| 添付資料7 本件施設のフロン排出法に係る第一種特定製品一覧表 | |
| 添付資料8 特定部品リスト | |
| 添付資料9 空間放射線量の測定箇所 | |
| 添付資料10 本件施設の空間放射線量並びに副生成物の放射能濃度の測定結果 | |

用語の定義

那須塩原クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運營業務 要求水準書（第Ⅱ編 運營業務編）で用いる用語を次のとおり定義する。

市 : 那須塩原市をいう。

本 事 業 : 那須塩原クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運營業務をいう。

本 件 施 設 : 那須塩原クリーンセンターをいう。

本 工 事 : 本件施設の基幹的設備改良工事をいう。

プ ラ ン ト : 本件施設のうち、処理対象物の処理に必要なすべての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。

P F I 法 : 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。

D B O 方 式 : Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる公設民営方式の事業手法をいう。

事 業 者 : 市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。

建 設 事 業 者 : 市と設計・建設工事請負契約を締結する者で、本件施設の設計・建設業務を行う事業者をいう。

運 営 事 業 者 : 市と運營業務委託契約を締結する者で、本件施設の運營業務を行う事業者をいう。

基 本 協 定 : 事業者の選定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等について、市と落札者の間で締結される協定をいう。

基 本 契 約 : 事業者の本事業を一括で発注するために、市と建設事業者及び運営事業者で締結する契約をいう。

設計・建設工事請負契約 : 本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、市と建設事業者が締結する契約をいう。

運營業務委託契約 : 本事業の運營業務の実施のために、基本契約に基づき、市と運営事業者が締結する契約をいう。

事業契約：本事業に係る基本契約、設計・建設工事請負契約、運営業務委託契約の総称をいう。

地方公共団体：地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定められている普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合及び財産区）をいう。

応募者：本事業の入札手続きに参加する単独企業又は複数企業で構成されるグループをいう。

代表企業：応募者を構成する企業のうち、代表して応募手続等を行う企業をいう。

構成員：応募者を構成する企業のうち、代表企業以外の企業をいう。

選定委員会：那須塩原クリーンセンター長期包括運営事業者等選定委員会設置条例に基づき、市が設置する那須塩原クリーンセンター長期包括運営事業者等選定委員会のことをいう。

落札者：選定委員会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した応募者をいう。

現契約者：平成30年4月から令和5年3月までの5か年を契約期間とする本件施設の長期包括運営業務の契約者をいう。

入札説明書：本事業の入札に参加する者に対して、市が事業条件、参加手続等を説明するための書類をいう。

入札説明書等：本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、落札者決定基準、要求水準書、基本協定書（案）、基本契約書（案）、設計・建設工事請負契約書（案）、運営業務委託契約書（案）、様式集及び提出書類の作成要領の書類をいう。

設計・建設業務：本事業のうち、本件施設の基幹的設備改良工事に係る業務をいう。

運営業務：本事業のうち、本件施設の運営に係る業務をいう。

要求性能：要求水準書及び事業提案書が定める本件施設が備えているべき性能及び機能に加えて、ごみ処理施設（熱回収施設）建設工事竣工時の完成図書及びごみ処理施設（リサイクルセンター）建設工事竣工時の完成図書において保証される内容をいう。

熱回収施設等：本件施設のうち、リサイクルセンター以外の施設をいう。

処理対象物：市が本件施設に搬入する廃棄物から処理不適物を除いたものをいう。

処理不適物：本件施設では処理せずに外部処理委託又は最終処分するものをいう。

灰溶融施設運転状態：灰溶融施設の運転を実施している状態をいう。

灰溶融施設運転中止状態：灰溶融施設の通電状態、運転人員の確保等の維持をやめた状態をいう。

灰溶融施設運転停止状態：灰溶融施設の運転を停止しているものの、灰溶融施設の通電状態、運転人員の確保等を維持することにより速やかな再稼働に向けた準備をしている状態をいう。

第1章 総則

那須塩原クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運營業務 要求水準書 第Ⅱ編 運營業務編（以下「本要求水準書」という。）は、那須塩原市（以下「市」という。）が発注する那須塩原クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運營業務（以下「本事業」という。）の長期包括運營業務（以下「運營業務」という。）に関し、総合評価落札方式一般競争入札（以下かかる入札を「本件入札」という。）により市が選定した民間事業者（以下「運営事業者」という。）に要求するサービス水準を示すものである。

本要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、これを上回って運営することを妨げるものではない。本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を運営するために当然必要と思われるものについては、すべて運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。運営事業者は「(参考)」と記載されたものについて、本事業実施のために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任及び負担において補足・完備しなければならない。

第1節 事業概要

1. 事業名

那須塩原クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運營業務

2. 事業実施場所

栃木県那須塩原市麩沼 593 番地

3. 事業目的

市は、那須塩原クリーンセンター（以下「本件施設」）という。）の運転・維持管理について、本件施設が稼働開始した平成21年度から平成24年度の4か年を委託期間として長期包括運営委託方式を導入した。その後、再び平成25年度から平成29年度の5か年、平成30年度から令和4年度の5か年を委託期間として同様の方式を導入し、一般廃棄物の適正処理を実施してきているところである。

本件施設は、現在の委託期間が終了する令和4年度には稼働開始から14年が経過し、一部の設備・機器については耐用年数を迎えようとしている。こうした状況を踏まえ、本事業は、本件施設に搬入される一般廃棄物等を環境保全に配慮しながら安定的かつ経済的に処理するために、基幹的設備改良工事の実施に加えて、運転、備品・用役の調達、保守管理、修繕工事等の運營業務を委託するものである。

4. 運營業務期間

運營業務期間は、運営準備期間及び運営期間で構成される。本事業における運営準備期間及び運営期間は以下のとおりとする。

- (1) 運営準備期間 契約締結日から令和5年3月31日
- (2) 運営期間 令和5年4月1日から令和18年3月31日

5. 那須塩原クリーンセンターの現状

市は、本件施設を平成19年2月から平成21年5月にかけて整備し、このうちリサイクルセンターが平成21年3月に、熱回収施設が平成21年5月に竣工し、それぞれ供用を開始している。

運營業務における、本件施設とは、図 1-1 に示す事業敷地内に現存する施設、設備、構造物、植栽等のうち、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）」（以下「特措法」という。）上の指定廃棄物保管場所及び当該保管場所で保管している指定廃棄物を除く全てを指している。このうち本件施設の概要をまとめると、表 1-1 に示すとおりとなる。

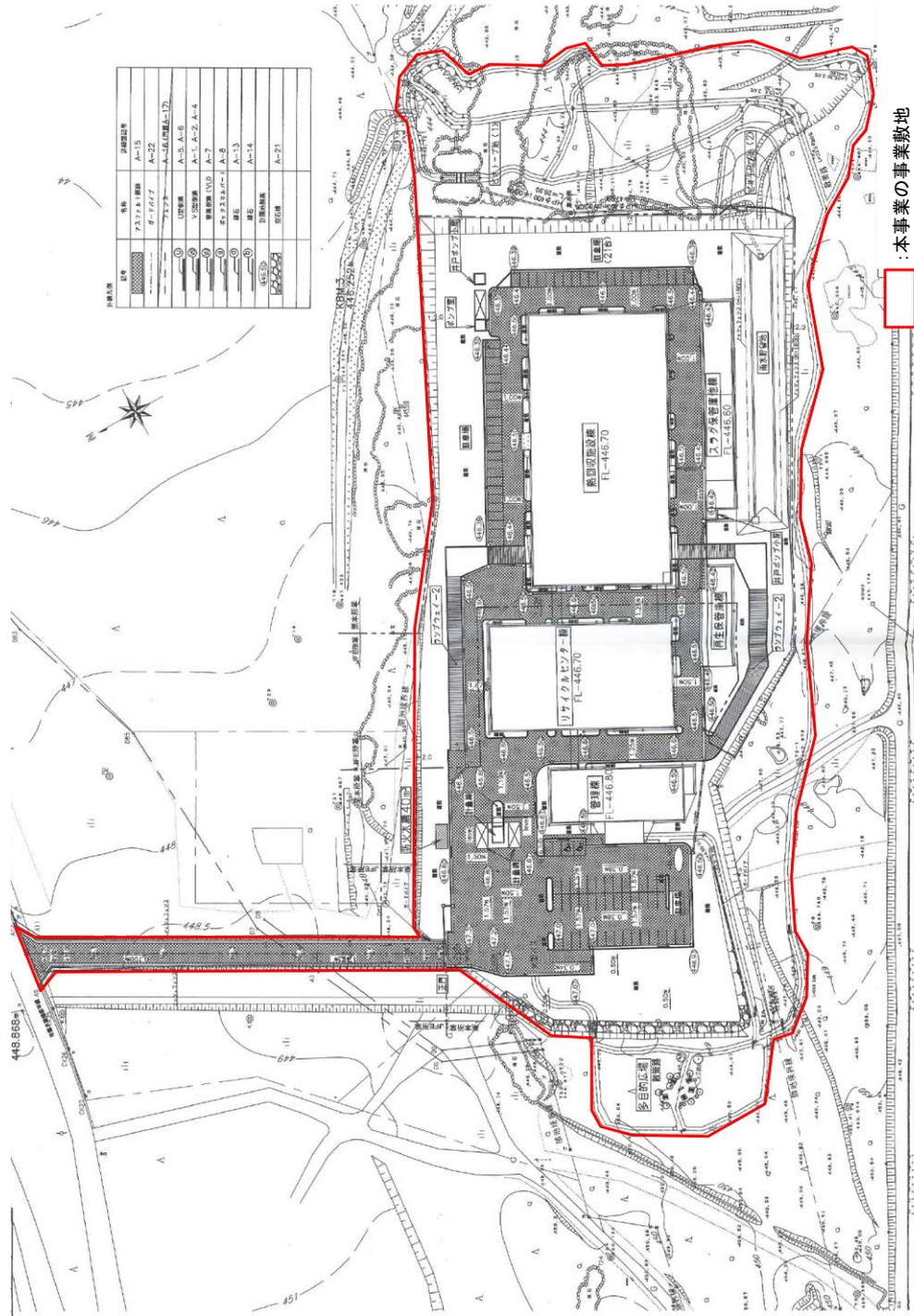


図 1-1 事業敷地図

表 1-1 本件施設の概要

| | |
|-----------------------|--|
| 名 称：那須塩原クリーンセンター | |
| 所 在 地：栃木県那須塩原市藁沼593番地 | |
| 計量棟 | ① 形 式：マルチロードセル式（4点支持式） ② 数 量：2台 ③ 使用範囲：200kg～30,000kg ④ 目 盛：10kg ⑤ 計量装置：カードによる1回計量及び2回計量並びにキー操作による1回計量及び2回計量 ⑥ 屋 根：太陽光発電設備(10kW) |
| 熱回収施設 | ① 規 模：ごみ焼却施設 140t/24h (70t/日×2系) 灰溶融施設 14t/24h ② 炉 形 式：ごみ焼却施設 全連続燃焼式ストーカ炉 灰溶融施設 電気抵抗式灰溶融炉 ③ 蒸気タービン設備：1,990kW ④ その他 ^(※1) |
| リサイクルセンター | ① 規 模：不燃性粗大ごみ破碎選別施設 3.2t/5h 不燃ごみ破碎選別施設 4.0t/5h びん・缶選別施設 10.8t/5h ペットボトル圧縮梱包施設 2.1t/5h 白色トレイ・白色発泡スチロール減容施設 0.2t/5h ② 処理方式：破碎、選別、圧縮梱包、減容 ③ その他 ^(※1) |
| 管理棟・関連施設 | ① 管 理 棟 : 建築面積 700.46m ² 、延床面積 1,679.45m ² 、RC造 ② 関連施設 : 車庫、各保管庫、構内道路、駐車場、外灯、構内案内板、環境学習施設、植栽散策路、ビオトープ池等 ③ その他 ^(※1) |

※1 各施設に付属する建築設備（照明、通信、換気、空調、エレベータ、消防、電気、給排水、井水揚水等の設備）、事務室、居室、浴室、トイレ等を含む。

6. 業務範囲

平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、この影響を受けて本件施設で生成する溶融スラグについては、放射能濃度が高くなり、資源化に向けた流通が困難になったことから、平成23年7月より本件施設の灰溶融施設の運転を停止していた。ただし、こうした停止状態であっても、灰溶融施設の通電状態、運転人員の確保等を維持することにより速やかな再稼働に向けた準備をしている状態（以下「灰溶融施設運転停止状態」という。）を維持し、その後放射能濃度が低減してきたことを受けて平成27年4月から運転を再開している。

また現在、市では灰溶融施設で生成した溶融スラグを本市の最終処分場で処分しているが、今後、溶融をしない方が市にとって有益であると判断した場合には、灰溶融を中止し、灰溶融施設の通電状態、運転人員の確保等の維持をやめた状態（以下「灰溶融施設運転中止状態」という。）に至る可能性がある。

そこで、市と運営事業者は本要求水準書のとおり灰溶融施設の運転を実施している状態（以下「灰溶融施設運転状態」という。）を前提として事業契約を締結するものとするが、市の方針決定、指示

により灰溶融施設運転停止状態又は灰溶融施設運転中止状態に変更する必要があるため、一部の業務（熱回収施設の副生成物の保管、運搬等）や対価の支払を変更できる仕組みを取り入れるものとする。こうした灰溶融施設稼働状態に応じて実施内容が変わる業務については、本要求水準書にて場合分けして記載している。

灰溶融施設稼働状態それぞれにおける市及び運営事業者の業務内容の概念図は、図 1-2 及び図 1-3 に示すとおりである。なお、図 1-2 及び図 1-3 に示す市最終処分場とは那須塩原市一般廃棄物最終処分場及び那須塩原市第 2 一般廃棄物最終処分場を指す。

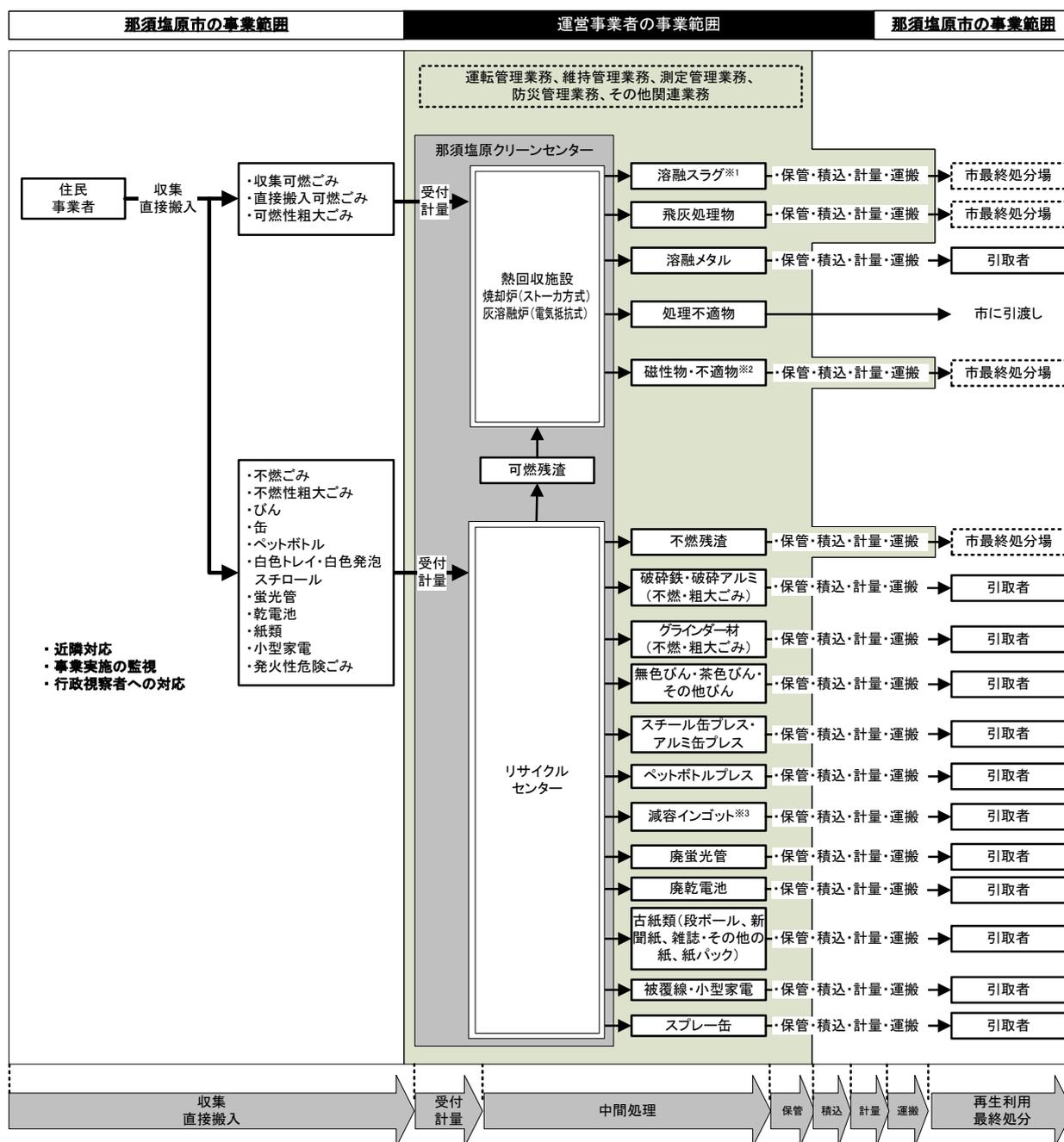
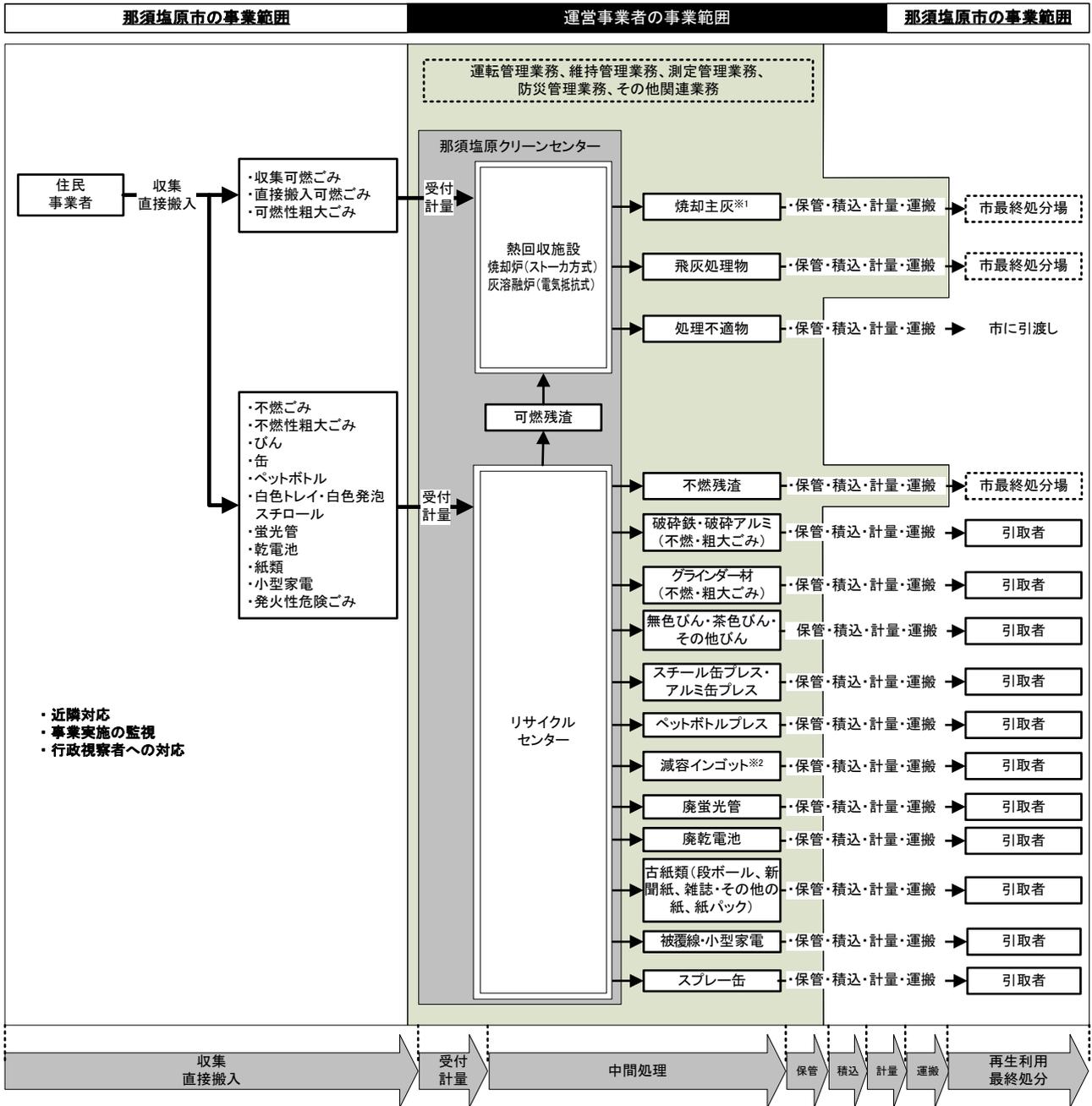


図 1-2 灰溶融施設運転状態の業務内容の概念図



※1 焼却主灰は、最終処分から資源化に切り替える可能性がある。この場合の委託料については協議とする。
 ※2 減容インゴットは、白色トレイ・白色発泡スチロールを減容した後の生成物。

図 1-3 灰溶融施設運転停止状態又は灰溶融施設運転中止状態の業務内容の概念図

7. 委託料の支払

市は、本件施設の運営業務に要する対価（以下「委託料」という。）を運営期間にわたり運営事業者へ支払う。支払条件等の詳細並びに「灰溶融施設運転状態」から「灰溶融施設運転停止状態」及び「灰溶融施設運転中止状態」に変更した場合の委託料の改定方法については、運営業務委託契約書（案）を参照のこと。

第2節 一般事項

1. 要求水準書の遵守

運営事業者は、本要求水準書に記載される要件について、運営業務期間中遵守すること。

2. 関係法令等の遵守

運営事業者は運営業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守すること。表1-2に関係法令等の例を示す。

表1-2 関係法令等（参考）

| 法令名 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・ 大気汚染防止法・ 水質汚濁防止法・ ダイオキシン類対策特別措置法・ ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン・ 電気事業法・ 電気設備に関する技術基準・ 建築基準法・ 消防法・ ガス事業法・ 危険物の規則に関する政令・ 労働基準法・ 労働安全衛生法・ 再生可能エネルギー特別措置法・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法・ 労働安全衛生規則・ クレーン等安全規則及び構造規格・ ボイラ及び圧力容器安全規則及び構造規格・ 日本産業規格(JIS)・ 電気規格調査会標準規格(JEC)・ 日本電気工業会標準規格(JEM)・ 栃木県生活環境の保全等に関する条例、施行規則・ 官能試験法による栃木県悪臭防止対策指導要綱・ 那須塩原市環境基本条例・ その他関係法令、規格、規程、総理府令、通達及び技術指針等 |

3. 市及び官公庁の指導等

運営事業者は運営業務期間中、市及び官公庁の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い、熱回収施設、リサイクルセンターの改造等が必要な場合、その費用の負担は運営業務委託契約書（案）に定める。

4. 官公庁等への申請

運営事業者は、市が行う本件施設の運営に係る官公庁等への申請等に全面的に協力し、市の指示により必要な書類、資料等を提出しなければならない。

5. 市及び官公庁等への報告

本件施設の運営に関して、市及び官公庁等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。なお、官公庁等からの報告、記録、資料提供等の要求については市の指示に基づき対応すること。

6. 市への報告・協力

本件施設の運営に関して、市が指示する報告、記録、資料等を速やかに提出すること。

7. 市の検査

市が運営事業者の運転や設備の点検等を含む運営全般に対する立入検査を行うときは、運営事業者は、その監査、検査に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

8. 市が実施する運営モニタリングへの協力

運営事業者は、市が実施する運営全般に対するモニタリングに全面的に協力すること。また、この運営モニタリングにおいて、市が本件施設の運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。

9. 運営事業者によるセルフモニタリング

運営事業者は、本要求水準書及び事業提案書のうち運営業務に係る内容を網羅的に整理した運営モニタリングチェックシートを運営準備期間中に作成のうえ、運営期間開始前に市に提出し、市の承諾を得ること。また、運営業務の実施に当たっては、運営モニタリングチェックシートに基づいて、運営事業者が実施する運営業務の内容が本要求水準書及び事業提案書の内容を満たしているかどうかをセルフモニタリングすること。

10. 災害発生時等の協力

震災その他不測の事態により、本要求水準書に示す計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理を市が実施しようとする場合、運営事業者はその処理・処分に協力しなければならない。この場合、委託費の追加費用は運営業務委託契約書（案）の定めるところとする。

11. 事故発生時の対応

運営事業者は、万一の事故発生時には、市・関係官公庁等へ速やかに連絡するとともに、本件施設への来場者、市職員及び運営事業者の安全を第一に考え、行動すること。また、安全が確認された後は原因の究明と施設の復旧に努め、市と共に周辺住民等への説明会への参加等、必要な措置を講ずること。

12. 事業期間終了時の取扱い

運営事業者は、本事業期間終了時において、以下の条件を満たし、本件施設を市に引き渡すこと。市は、本件施設の引渡しを受けるに際して、引渡しに関する検査を行う。

(1) 市が運営業務を行うにあたり支障が無いよう、市が指示する内容の業務の市への引継ぎを行うこ

と。

- (2) 建物の主要構造部等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- (3) 内外の仕上げや設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- (4) 主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている性能を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な性能劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- (5) 事業期間終了時に、当初の修繕工事計画を実績と比較し、乖離がある場合は検証を行い、その結果を市へ報告すること。
- (6) 事業期間終了時に、それまでの修繕工事实績を考慮し見直した長寿命化総合計画を策定し、当初計画との比較を行った結果、乖離がある場合は検証を行い、その結果を市へ報告すること。
- (7) 事業期間終了時に事業期間終了後3年間の運転に必要な予備品、事業期間終了後1年間の運転に必要な消耗品を用意すること。
- (8) 事業期間終了後に市が本要求水準書に記載する運營業務を同じ水準で行う場合において、本件施設を3年間継続して使用することに支障のない状態とすること。
- (9) 次期運営事業者に対し、最低3ヶ月間の運転教育を行うこと。なお、教育方法等は、運営事業者が策定し、市の承諾を得ること。また、市は本事業期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等については、次期運営事業者に対し、原則としてすべてを開示するものとする。
- (10) 令和17年度（運営開始後13年目）に本件施設の機能・効率・能力等の確認（引渡性能試験）を実施し、本件施設の要求性能を満足していることを引き継ぎの基本的な条件とする。
- (11) その他、本事業終了時における引継ぎに係る詳細条件は、市と運営事業者の協議によるものとし、事業期間終了の5年前（令和13年度）の時点において、事業期間終了後の本件施設の取扱いについて、市と協議を開始すること。

13. その他

本要求水準書に記載された事項は、運營業務における基本的部分について定めたものであり、本要求水準書に記載されていない事項であっても、本件施設を運営するために必要と思われるものについては、市の確認を得て全て運営事業者の責任及び負担にて実施しなければならない。

第3節 計画主要目

1. 処理対象物の種類及び計画年間処理量

本件施設のうち、熱回収施設の処理対象物及びリサイクルセンターのリサイクル対象物それぞれの計画年間処理量は以下に示すとおりである。処理不適物の種類は、添付資料1を参照のこと。また、これらの年間処理量実績は、添付資料2を参照のこと。

(1) 熱回収施設

熱回収施設の処理対象物別の計画年間処理量を表1-3に示す。

表1-3 処理対象物別の計画年間処理量（熱回収施設）

| 処理対象物の種類 | 計画年間処理量(t/年) |
|----------------------|--------------|
| ① 収集可燃ごみ | 35,283 |
| ② 直接搬入可燃ごみ | |
| ③ 可燃性粗大ごみ | 825 |
| ④ リサイクルセンターで発生する可燃残渣 | 75 |
| 合 計 | 36,183 |

※計画年間処理量は、令和元年度実績である。

(2) リサイクルセンター

リサイクルセンターの処理対象物別の計画年間処理量を表1-4に示す。

表1-4 処理対象物別の計画年間処理量（リサイクルセンター）

| リサイクル対象物 | 計画年間処理量(t/年) |
|-------------------|--------------|
| ① 不燃ごみ | 700 |
| ② 不燃性粗大ごみ | 174 |
| ③ びん | 1,090 |
| ④ 缶 | 332 |
| ⑤ ペットボトル | 293 |
| ⑥ 白色トレイ・白色発泡スチロール | 11 |
| ⑦ 蛍光管 | 6 |
| ⑧ 乾電池 | 0 |
| ⑨ 紙類 | 1,602 |
| ⑩ 小型家電 | 225 |
| ⑪ 発火性危険ごみ | 42 |
| 合 計 | 4,476 |

※計画年間処理量は、令和元年度実績である。

※乾電池は、令和元年度実績は0.3t/年であるが、小数点以下第1位を四捨五入しているため、0t/年としている。

2. 計画ごみ質

(1) 熱回収施設

熱回収施設の計画ごみ質を表1-5に示す。ただし、ごみの低位発熱量の上限については、13MJ/kgまでは要求性能を満たすこと。なお、処理能力については処理性能曲線に基づく低下を認める。

なお、平成30年度から令和2年度におけるDCSデータの低位発熱量を添付資料3に示す。

表 1-5 計画ごみ質（熱回収施設）

| 項 目 | | 低質ごみ | 基準ごみ | 高質ごみ |
|--------|---------------------|-------|-------|--------|
| 水 分 | (%) | 63.3 | 50.1 | 40.0 |
| 可 燃 分 | (%) | 32.1 | 44.2 | 54.0 |
| 灰 分 | (%) | 4.6 | 5.7 | 6.0 |
| 低位発熱量 | (kJ/kg) | 4,200 | 7,100 | 10,500 |
| | (kcal/kg) | 1,000 | 1,700 | 2,500 |
| 単位体積重量 | (t/m ³) | 0.2 | | |

（基準ごみ質、可燃分中の元素組成）

| 元素名 | C | H | O | N | S | Cl |
|--------|------|-----|------|------|------|-----|
| 重量 (%) | 50.2 | 6.8 | 40.7 | 1.33 | 0.07 | 0.9 |

(2) リサイクルセンター

リサイクルセンターの計画ごみ質を表1-6に示す。

表1-6 計画ごみ質等（リサイクルセンター）

| 項目 | 主な対象物 | 搬入形態 | 計画ごみ質 | |
|-------------------------|---|---------------|---------------------|----------|
| | | | 種類 | 含有率重量(%) |
| 不燃ごみ 不燃性粗大ごみ | 家具、大型家電 (特定家電製品及び指定 再資源化製品を除く)、陶 磁器、ガラス、傘など | 指定袋 | 鉄類 | 18 |
| | | | アルミ類 | 2 |
| | | | 不燃物類 | 50 |
| | | | 可燃物類 | 30 |
| びん | ジュース、酒類、食品、 化粧品など | 透明袋又は 半透明袋 | 無色 | 20 |
| | | | 茶色 | 57 |
| | | | その他 | 13 |
| | | | 不燃物類 | 5 |
| | | | 可燃物類 | 5 |
| 缶 | ジュース、酒類、缶詰など | 透明袋又は 半透明袋 | アルミ類 | 54 |
| | | | 鉄類 | 36 |
| | | | 不燃物類 | 5 |
| | | | 可燃物類 | 5 |
| ペットボトル | ジュース、酒類など | 透明袋又は 半透明袋 | ペットボトル | 90 |
| | | | 不燃物 | 5 |
| | | | 可燃物 | 5 |
| 白色トレイ、 白色発泡 スチロール | 食品トレイ、 梱包用発泡スチロール など | 透明袋又は 半透明袋 | 白色トレイ、 白色発泡スチロール | 90 |
| | | | 不燃物 | 5 |
| | | | 可燃物 | 5 |
| 小型家電 | アイロン、扇風機、電子体 温計、電話機、電子辞書、 携帯電話など | 透明袋又は 半透明袋 | 小型家電 | 100 |
| 発火性危険ごみ | ライター・スプレー缶(エ アゾール)、カセットコン ロ用ガスボンベ、揮発性・ 引火性が高い液体の保管 容器など | 透明袋又は 半透明袋 | 発火性危険ごみ | 100 |

※ごみの種類、含有率は変動あるものとする。

※含有率重量は、平成30～令和2年度実績に基づいて設定している。

※搬入形態については、すべての品目が直接持込み可能である。

3. 副生成物及び生成物の基準

(1) 熱回収施設

熱回収施設の副生成物に関する基準は、表 1-7 及び表 1-8 に示すとおりとする。

表 1-7 熱回収施設の副生成物の基準（灰溶融施設運転状態）

| 品 目 | 基 準 |
|----------------------------|--|
| 溶 融 ス ラ グ | JIS A 5031 : 2016 「一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材」又はJIS A 5032 : 2016 「一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」の規格を満足することを目標とする。 ダイオキシン類の含有量は3.0ng-TEQ/g以下とすること。 |
| 溶 融 メ タ ル | 有効利用（売却）先の引取基準に従うこと。 |
| 飛 灰 処 理 物 磁 性 物 ・ 不 適 物 | 重金属類の溶出基準として、表 1-9 に示す基準を遵守すること。 ダイオキシン類の含有量は3.0ng-TEQ/g以下とすること。 |
| 焼 却 主 灰 | ダイオキシン類の含有量は3.0ng-TEQ/g以下とすること。 |

表 1-8 熱回収施設の副生成物の基準

（灰溶融施設運転停止状態及び灰溶融施設運転中止状態）

| 品 目 | 基 準 |
|-----------|---|
| 焼 却 主 灰 | ダイオキシン類の含有量は3.0ng-TEQ/g以下とすること。 |
| 飛 灰 処 理 物 | 重金属類の溶出基準として、表 1-9 に示す基準を遵守すること。 ダイオキシン類の含有量は3.0ng-TEQ/g以下とすること。 |

表 1-9 重金属類の溶出基準

| 項 目 | 基 準 値 |
|--------------|---------------|
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと |
| 水銀又はその化合物 | 0.005 mg/L 以下 |
| カドミウム又はその化合物 | 0.09 mg/L 以下 |
| 鉛又はその化合物 | 0.3 mg/L 以下 |
| 六価クロム化合物 | 1.5 mg/L 以下 |
| 砒素又はその化合物 | 0.3 mg/L 以下 |
| セレン又はその化合物 | 0.3 mg/L 以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.5 mg/L 以下 |

(2) リサイクルセンター

リサイクルセンターの生成物に関する基準は、表 1-10 に示すとおりとする。

表 1-10 リサイクルセンターの生成物の基準

| 品 目 | 基 準 |
|---|---|
| 破 砕 鉄 | 純度70%以上 回収率（目標値）90% |
| 破 砕 ア ル ミ | 純度95%以上 回収率（目標値）70% |
| 無 色 び ん | 3色に分別されていること。 |
| 茶 色 び ん | 公益財団法人容器包装リサイクル協会の示す品質ガイドラインを上回る |
| そ の 他 び ん | こと。 |
| スチール缶プレス | 純度95%以上 回収率（目標値）90% |
| アルミ缶プレス | 純度95%以上 回収率（目標値）90% |
| ペットボトルプレス | 公益財団法人容器包装リサイクル協会の定める品質ランクにおいてAラ ンクを満たすこと。 |
| 被 覆 線 グ ラ イ ン ダ ー 材 減 容 イ ン ゴ ッ ト 廃 蛍 光 管 廃 乾 電 池 古 紙 類 小 型 家 電 | 適切に種類ごとに分別し、保管すること。 |

4. 要求性能

運営事業者は、要求性能を運営期間にわたり維持すること。

5. 公害防止基準

市は、本件施設の地元住民と環境保全協定を締結している。運営事業者は、本項に掲げる公害防止基準の値を超過した場合は、速やかにその原因となる系統の焼却炉等の運転を停止する。運営事業者は公害防止基準を運営業務期間にわたり維持すること。

(1) 排出ガス基準値（熱回収施設）

熱回収施設から排出される排ガスについては、表 1-1 1 に示す基準値以下とすること。

表 1-1 1 排ガス基準値

| 項目 | 基準値 | 備考 |
|----------------|---|-----------------|
| ばいじん濃度 | 0.02g/m ³ N以下 | 乾きガス、 12%換算値 |
| 硫黄酸化物 | 30ppm以下 | |
| 塩化水素 | 43ppm以下 (70mg/m ³ N以下) | |
| 窒素酸化物 | 50ppm以下 | |
| 一酸化炭素 (4時間平均値) | 30ppm以下 | |
| 水銀 | 50 μg/m ³ N以下 | |
| ダイオキシン類 | 保証値 0.05ng-TEQ/m ³ 以下 目標値0.02ng-TEQ/m ³ 以下 | |

(2) 粉じん濃度（リサイクルセンター）

リサイクルセンターにおける集じん機出口及び施設内の粉じんは、表 1-1 2 に示す基準値以下とする。

表 1-1 2 粉じん基準値

| 項目 | 基準値 |
|--------|--------------------------|
| 集じん機出口 | 0.05g/m ³ N以下 |
| 施設内粉じん | |
| 有人室 | 0.15mg/m ³ 以下 |
| 無人室 | 2.9mg/m ³ 以下 |

(3) 騒音基準

熱回収施設（2炉定格負荷時）・リサイクルセンターが定格負荷時に敷地境界線上において、表 1-1 3 に示す騒音基準値以下とすること。

表 1-1 3 騒音基準値

| 時間 | 基準値 |
|---------------------|-------------|
| 朝 (AM6:00~AM8:00) | 55dB (A) 以下 |
| 昼間 (AM8:00~PM6:00) | 60dB (A) 以下 |
| 夕 (PM6:00~PM10:00) | 55dB (A) 以下 |
| 夜間 (PM10:00~AM6:00) | 50dB (A) 以下 |

(4) 振動基準

熱回収施設（2炉定格負荷時）・リサイクルセンターが定格負荷時に敷地境界線上において、表 1-1 4 に示す振動基準値以下とすること。

表 1-14 振動基準

| 時間 | 基準値 |
|--------------------|-----------|
| 昼間 (AM8:00~PM8:00) | 60dB(A)以下 |
| 夜間 (PM8:00~AM8:00) | 55dB(A)以下 |

(5) 悪臭基準

① 悪臭濃度

敷地境界線において、表 1-15 に示す基準値以下とする。

表 1-15 悪臭濃度基準

| 項目 | 基準値 |
|--------------|--------------|
| アンモニア | 1ppm 以下 |
| メチルメルカプタン | 0.002ppm 以下 |
| 硫化水素 | 0.02ppm 以下 |
| 硫化メチル | 0.01ppm 以下 |
| 二硫化メチル | 0.009ppm 以下 |
| トリメチルアミン | 0.005ppm 以下 |
| アセトアルデヒド | 0.05ppm 以下 |
| スチレン | 0.4ppm 以下 |
| プロピオン酸 | 0.03ppm 以下 |
| ノルマル酪酸 | 0.001ppm 以下 |
| ノルマル吉草酸 | 0.0009ppm 以下 |
| イソ吉草酸 | 0.001ppm 以下 |
| プロピオンアルデヒド | 0.05ppm 以下 |
| ノルマルブチルアルデヒド | 0.009ppm 以下 |
| イソブチルアルデヒド | 0.02ppm 以下 |
| ノルマルバレルアルデヒド | 0.009ppm 以下 |
| イソバレルアルデヒド | 0.003ppm 以下 |
| イソブタノール | 0.9ppm 以下 |
| 酢酸エチル | 3ppm 以下 |
| メチルイソブチルケトン | 1ppm 以下 |
| トルエン | 10ppm 以下 |
| キシレン | 1ppm 以下 |

※特定悪臭物質の基準値は、臭気強度 2.5 に対応する濃度とする。

② 臭気濃度

敷地境界線及び気体の排出出口において、表 1-16 に示す基準値以下とする。

表 1-16 臭気濃度基準

| 項目 | 基準値 |
|------------------|-------|
| 敷地境界線の地表における許容限度 | 10以下 |
| 気体の排出出口における許容限度 | 300以下 |

※臭気濃度とは、においのある空気は無臭で臭気を感じられなくなるまで稀釈した場合の当該稀釈倍数をいう。

(6) 作業環境に係るダイオキシン類基準

熱回収施設における作業環境に係るダイオキシン類基準は、2.5pg-TEQ/m³とする。

(7) 白煙防止基準

白煙防止基準は設定しない。

(8) その他

記載されていないその他の項目については公害関連法令及びその他の法令に整合し、これを遵守すること。

6. 用役条件

本件施設における用役条件を以下に示す。費用負担については、添付資料4のとおりとする。

(1) 用水

生活系 : 上水

プラント系 : 井水・上水

(2) 排水

生活系排水、プラント系排水、雨水及びその他の有機排水を含め無放流とする。

生活系排水及びプラント系排水は、本件施設の排水処理設備により処理後、プラント用水として再利用する。

その他の有機排水は、本件施設内で生物処理後に無機排水としプラント系排水と合わせて処理する。

雨水は、本件施設のプラットホーム下の雨水貯留槽に集水し、本件施設内で適切に処理を行った後、場内への散水、熱回収施設の床洗浄水等に使用する。

(3) 電力

地中埋設による高圧受電

第2章 運営体制

第1節 組織計画

1. 全体組織計画

運営事業者は、本事業に係る組織として、以下により適切な組織構成を計画すること。

- (1) 運営事業者は、本事業の運営事業所長として、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設技術管理者）の資格を有する者を選任し、その者を現場総括責任者とすること。
- (2) 運営事業者は、熱回収施設の運転責任者として、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設技術管理者）の資格及び1年以上の実務経験を有する者を配置すること。
- (3) 運営事業者は、リサイクルセンターの運転責任者として、廃棄物処理施設技術管理者（破砕・リサイクル施設技術管理者）の資格及び1年以上の実務経験を有する者を配置すること。
- (4) 運営事業者は、第1種ボイラー・タービン主任技術者又は第2種ボイラー・タービン主任技術者の資格を有する者を配置すること。
- (5) 運営事業者は、本事業を行うに当たり必要な有資格者を配置すること。

表 2-1 必要な有資格者表（参考）

| 資格の種類 | 主な業務内容 |
|---|--|
| 廃棄物処理施設技術管理者 （ごみ処理施設コース修了者、破砕・リサイクル施設コース修了者） | 維持管理に関する技術上の業務及び維持管理の事務に従事する職員監督 |
| 第3種電気主任技術者 | 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督 |
| 第2種ボイラー・タービン主任技術者 | ボイラ及びタービンの工事、維持及び運用に関する保安の監督 |
| 安全管理者 | 安全に係る技術的事項の管理 （常時50人以上の作業員を使用する事業場） |
| 衛生管理者 | 衛生に係る技術的事項の管理 （常時50人以上の作業員を使用する事業場） |
| 産業医 | 作業員の健康教育、健康相談及び健康管理 （常時50人以上の作業員を使用する事業場） |
| 防火管理者 | 施設の防火に関する管理者 |
| 危険物取扱主任者 | 危険物取扱作業に関する主任者 |
| 1級ボイラ技士（ボイラー取扱作業主任者） | ボイラの取扱作業主任者 |
| 2級ボイラ技士 | ボイラの取扱作業 |
| ガス溶接作業主任者 | アセチレン等を用いて行う金属の溶接、切断又は加熱の作業 |
| 第2種酸素欠乏危険作業主任者 | 酸欠危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する |
| 特定化学物質等取扱作業主任者 | 塩酸等の特定化学物質の取扱作業 |
| クレーン特別教育修了者 | クレーンの運転（吊上荷重5t未満） |
| アーク溶接特別教育修了者 | アーク溶接装置で行う金属の溶接・溶断の作業 |
| 充電電路操作の特別教育修了者 | 充電電路等の点検、修理及び操作 充電部分が露出している開閉器の操作 |
| 玉掛作業技能講習修了者 | 制限荷重1t以上揚貨装置又はクレーン等の玉掛作業 |
| その他、運營業務実施のために必要な資格を有する者並びに技能講習及び特別教育を修了した者 | |

2. 施設別組織計画

- (1) 運営事業者は、運営業務において、本件施設に適切な組織構成を計画すること。
- (2) 運営事業者は、本件施設の運営に必要な有資格者及び人員を確保すること。なお、関係法令（p6 2 関係法令等の遵守参照）、所轄官公庁の指導を遵守する範囲において、有資格者及び人員の本件施設間での兼任は可能とする。
- (3) クワガタの飼育員として、クワガタの飼育に精通し、昆虫の飼育及び環境学習の講師ができる者を配置すること。なお、クワガタの飼育に必要なエサ等についても運営事業者が調達すること。

第2節 労働安全衛生・作業環境管理

運営事業者は、本事業に係る労働安全衛生・作業環境管理として、以下により計画すること。

- (1) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するために、運営業務に必要な管理者、組織等を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制及び作業環境管理体制について市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。運営事業者は、安全衛生管理体制及び作業環境管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (3) 運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (4) 運営事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(厚生労働省 基発0110第1号 平成26年1月10日)」に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- (5) 運営事業者は、「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて(環境省事務連絡 平成23年6月28日)」に基づき、従事者の放射能被ばく対策を行うこと。
- (6) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、市と協議の上、本件施設の改善を行うこと。
- (7) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者に対して健康診断を実施し、その結果及び結果に対する対策を行うこと。
- (8) 運営事業者は、従事者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (9) 運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に市に連絡し、市の参加について協議すること。
- (10) 運営事業者は、本件施設内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

第3節 防火管理

- (1) 運営事業者は、消防法等関係法令に基づき、対象施設の防火上必要な組織等を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した防火管理体制について市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。
- (3) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、市と協議の上、本件施設の改善を行うこと。

- (4) 特に、熱回収施設のごみピット及びリサイクルセンターの破砕機・コンベアについては、入念な防火管理を行うこと。

第4節 連絡体制

運営事業者は、平常時及び緊急時の市等への連絡体制を整備し、報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。

第5節 施設警備・防犯体制

- (1) 運営事業者は、本件施設内の警備体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した施設警備・防犯体制について市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。
- (3) 運営事業者は、場内警備を実施すること。
- (4) 運営事業者は、施設の夜間・休日の施錠管理を実施すること。

第6節 地元雇用

運営事業者は、本件施設の運営に当たっては、市内での雇用促進に配慮すること。特に、現在の従業員である地元雇用者の積極的な雇用を行うこと。

第7節 障害者雇用

運営事業者は、本件施設の運営に当たっては、障害者の雇用に配慮すること。雇用する障害者の障害者等級を考慮し、従事させる作業を検討すること。

第8節 セルフモニタリング体制の構築

運営事業者は、下請企業を含んだ運營業務の履行体制及び品質管理（PDCA サイクル）システムの履行状況等を確認するために、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行うこと。

第3章 運営準備業務

第1節 運営準備業務実施計画書の作成

運営事業者は、運営業務を実施するための運営準備業務実施計画書を作成し、契約締結日に市の承諾を得ること。運営準備業務実施計画書には、現契約者からの引継スケジュール、業務実施体制、業務実施工程等を取りまとめること。

また、運営開始後の運営体制を取りまとめた報告書（以下「運営体制報告書」という。）、運営マニュアル及び運営期間初年度分の各種計画書について、運営準備期間中に市の承諾を得る（p39 第9章 情報管理業務 参照）までのスケジュール等についても記載すること。

第2節 運営業務に必要な人員の確保

運営事業者は、運営準備期間中に運営業務に必要な人員の確保を行うこと。

第3節 運営業務に係る資料内容の確認

運営事業者は、運営準備期間中に必要に応じて熱回収施設完成図書及びリサイクルセンター完成図書、本件施設の運営業務の実績報告書等を確認すること。

第4節 本件施設の状況調査

運営事業者は、運営準備期間中に必要に応じて本件施設の状況調査を行うこと。なお、本件施設の状況調査を実施する場合は、事前に現契約者及び市の承諾を得ること。

第4章 受付管理業務

第1節 受付・計量業務

- (1) 運営事業者は、安全かつ効率的に受付を行うこと。
- (2) 運営事業者は、計量が必要な搬入・搬出車両を計量棟において計量し、その記録を管理するものとする。本件施設の車両区分別搬入台数実績は添付資料2参照のこと。
- (3) 計量棟における受付曜日は、月曜日から土曜日である。ただし、収集車両（添付資料2，1，のうち「委託車両」）の受付は、月曜日から金曜日である。
- (4) 日曜日終日、年始（1月1日～1月3日）、平日夜間等は受付時間外とする。ただし、市から事前に要請があった場合は、日曜日等の臨時受入れも行うこと。
- (5) 計量棟における受付時間は、原則、平日、祝日及び土曜日の9時から17時とする。ただし、繁忙月や正月明け等の事情で収集車が17時に間に合わないこと等もあり、こうした場合の受付についても運営事業者が柔軟に対応を行うこと。
- (6) 計量棟における受付時間のうち昼の休憩時間は12時から13時とする。ただし、例えば道路の混雑等で収集車が間に合わないこと等もあり、こうした場合の受付についても運営事業者が柔軟に対応を行うこと。
- (7) 運営事業者は、現金でごみ処理手数料の支払をする者から、市が定める金額を市が定める方法で徴収すること。そのための準備として、釣銭及び領収証書を準備すること。領収証書の様式については、市と協議の上、決定すること。
- (8) 運営事業者は、徴収した処理手数料について、1週間に1回程度、計量棟集計システム項目の「料金区分・所属・種別日報」を紙で出力したものと合わせて、市担当者に引き継ぐこと。また、領収証書に関しては、計量棟内でまとめて保管し、毎月最終日に市担当者に引き継ぐこと。
- (9) 運営事業者は、直接搬入車両及び許可車両にてごみを搬入しようとする者の処理対象物について、排出地域、性状、形状、内容等を確認した後に受付すること。
- (10) 運営事業者は、直接搬入車両に対し、施設までのルートとごみの降ろし場所について、案内・指示を行うこと。

第2節 熱回収施設に係る運転管理業務

運営事業者は、熱回収施設を適切に運転し、熱回収施設の要求性能を発揮し、関係法令、熱回収施設の公害防止基準等を遵守し、搬入される廃棄物を適正に処理するとともに、経済的運転に努めること。特に運営期間を通じて売電量が多くなるように努めること。

1. 搬入管理

- (1) 運営事業者は、プラットホームにおいて、監視員を配置し、車両の誘導、プラットホームの監視を行うこと。
- (2) 運営事業者は、一般市民が直接搬入する処理対象物の荷下ろし時に適切な指示及び補助を行うこと。
- (3) 運営事業者は、市が不定期に行う展開検査（パッカー車等の中身の検査）に協力すること。
- (4) 運営事業者は、直接搬入車両及び許可車両が搬入する処理対象物について、本件施設の処理対象物であるか確認すること。特に火災発生の原因となる品目については注意すること。なお、疑義

が生じた場合には至急市に報告すること。

- (5) 運営事業者は、添付資料 1 に示す処理不適物等の熱回収施設の処理対象物ではない廃棄物及び市が指示する廃棄物を処理しないものとし、これらを搬入した者に持ち帰らせること。
- (6) 運営事業者は、(4)の対応後に添付資料 1 に示す処理不適物が残った場合には、市に報告し、市へ引き渡すこと。
- (7) 運営事業者は、発火性危険ごみ等から焼却処理可能なライター等を選別し、安全性に配慮したうえで焼却処理すること。

2. 運転条件

運営事業者は、以下に示す運転条件に基づき、本件施設を適切に運転管理すること。

(1) 年度別ごみ搬入量実績

年度別ごみ搬入量実績は、添付資料 2 に示すとおりである。

(2) 計画ごみ質

p9 2 計画ごみ質参照

(3) 運転時間

熱回収施設の運転時間は24h/日とする。

(4) 公害防止基準

p14 5 公害防止基準参照

(5) 用役条件

p16 6 用役条件参照

なお、処理性能曲線に基づいて、助燃領域以外では原則として助燃剤を使用しないこと。
可能な限り、買電が発生しないように運営すること。

(6) 副生成物発生量実績

副生成物発生量の実績は、添付資料 2 に示すとおりである。

(7) 施設動線

- ① 場内の動線については、別途市の指示する動線を遵守すること。
- ② 緊急時の動線については、市と協議すること。

(8) 重機及び車両

運転管理に必要な重機及び車両は、運営事業者自らの責任と負担において用意すること。ただし、添付資料 5 に掲げる市が所有する重機及び車両（以下「車両等」という。）は、市が無償で運営事業者に貸与する。なお、当該車両等に係る一切の経費（車検費用等を含む。）は、運営事業者が負担するものとする。また、運営開始時までに添付資料 5 の車両等が故障した場合や運営開始時に貸与を受けなかった場合等には、市は車両等を処分することがある。

3. 適正処理

運営事業者は、関係法令、熱回収施設の公害防止基準等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理すること。

4. 適正運転

- (1) 運営事業者は、熱回収施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。
- (2) 運営事業者は、運営期間を通じて売電量の向上及び買電量の低減に努めること。参考までに、平成30年度～令和2年度における電力収支の実績を添付資料6に示す。

5. 基幹的設備改良工事期間中における運転

基幹的設備改良工事では、共通休炉期間を除き、1炉稼働しながら、他の1炉を改修する計画である。運営事業者は、外部へのごみ処理委託量が極力少なくなるような運転に努めること。

6. 運転管理体制

- (1) 運営事業者は、熱回収施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した運転管理体制について市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。
- (3) 運転員は、灰溶融施設を停止した場合においても1班当たり3名以上の配置とすること。

7. 運転計画の作成

- (1) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の保守管理、修繕工事等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、市の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合、市へ報告し、計画の変更をしなければならない。

8. 運転管理マニュアル

- (1) 運営事業者は、熱回収施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての自主管理値を設定するとともに、操作手順及び方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを作成し、運営準備期間中に市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、運転管理マニュアルを必要に応じて改定し、その場合は、速やかに市へ報告すること。

9. 運転管理記録の作成

運営事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、保守管理、修繕工事等の内容を含んだ運転日報、月報、年報等を作成しなければならない。

10. 副生成物の保管、運搬等

(1) 灰溶融施設運転状態

① 溶融スラグ

市は、溶融スラグについては、資源化することが望ましいと考えているが、溶融スラグの需要がない状態においては、引取者を確保できずに、那須塩原市一般廃棄物最終処分場及び那須塩原

市第2一般廃棄物最終処分場（以下「市最終処分場」という。）へ搬出することとならざるを得ない。

そのため、灰溶融施設運転状態における溶融スラグの保管及び運搬等の業務については、以下のとおりとする。

ア 溶融スラグの需要がないこと等を要因として、市がこれらを資源化できないと判断した場合は、市の指定する場所に適正に保管し、適宜、積込み・計量を行った後に市最終処分場に搬出すること。

イ 市が、溶融スラグを資源化すると判断した場合には、運営事業者は、これらを市が指定する場所で適正保管した後、市が確保した引取者にそれぞれ本件施設で引き渡すこと。

※ 溶融スラグの保管及び運搬等業務については、上記アを入札条件とすること。なお、運営期間中にイに変更する場合、委託料の変更については協議とする。

② 溶融メタル

市は、溶融メタルについては、資源化することが可能であると考えている。ただし、今後何らかの原因により、引取者を確保できない状態も考えられる。

そのため、灰溶融施設運転状態における溶融メタルの保管、運搬等の業務については、以下のとおりとする。

ア 何らかの原因により、市がこれらを資源化できないと判断した場合は、市の指定する場所に適正に保管し、適宜、積込み・計量を行った後に市最終処分場に搬出すること。

イ 市が、溶融メタルを資源化すると判断した場合には、運営事業者は、これらを市が指定する場所で適正保管した後、市が確保した引取者にそれぞれ本件施設で引き渡すこと。

※ 溶融メタルの保管及び運搬等業務については、上記イを入札条件とすること。なお、運営期間中にアに変更する場合、委託料の変更については協議とする。

③ 飛灰処理物（焼却由来及び溶融由来）

市は、飛灰処理物（焼却由来及び溶融由来）については、市最終処分場にて適正処分することが望ましいと考えている。ただし、今後何らかの原因により8,000Bq/kgを超える放射能濃度が検出された場合は、特措法上の指定廃棄物に該当するため、同法の保管基準に従って、市が確保した場所（現状は本件施設）にて保管せざるを得ない。

そのため、灰溶融施設運転状態における飛灰処理物（焼却由来及び溶融由来）の保管、運搬等の業務については、以下のとおりとする。

ア 飛灰処理物（焼却由来及び溶融由来）から8,000Bq/kgを超える放射能濃度が検出された場合は、特措法上の指定廃棄物に該当するため、運営事業者は、仮設灰バンカにて適正に保管した飛灰処理物（焼却由来及び溶融由来）を市が準備するフレキシブルコンテナに積み込み（かかる状態の飛灰処理物を「フレコン飛灰」という。）、フレコン飛灰を市が指定する場所まで運搬し、荷卸しすること。

イ 飛灰処理物（焼却由来及び溶融由来）の放射能濃度が8,000Bq/kg以下となったことにより、

特措法上の指定廃棄物に該当しない場合には、運営事業者は、飛灰処理物（焼却由来及び溶融由来）を固化飛灰バンカにて適正に保管し、適宜、積込み・計量を行った後に市最終処分場に搬出すること。

※ 飛灰処理物（焼却由来及び溶融由来）の保管、運搬等の業務については、上記イを入札条件とすること。なお、運営期間中にアに変更する場合、委託料の変更については協議とする。

④ 磁性物・不適物

本事業において、熱回収施設で焼却後に発生する焼却主灰から灰溶融の前処理として振動篩及び磁選機にて選別した物を磁性物・不適物という。市は、この磁性物・不適物については、資源化することが望ましいと考えているが、需要がなく引取者を確保できない場合においては、引取者を確保できずに、市最終処分場へ搬出することとならざるを得ない。

そのため、灰溶融施設運転状態における磁性物・不適物の保管、運搬等の業務については、以下のとおりとする。

ア 市が、磁性物・不適物を資源化できないと判断した場合は、市の指定する場所に適正に保管し、適宜、積込み・計量を行った後に市最終処分場に搬出すること。

イ 市が、磁性物・不適物を資源化すると判断することとなった場合には、運営事業者は、これを市が指定する場所で適正保管した後、適宜、積込み・計量を行い、市が確保した引取者まで運搬し引き渡すこと。また、引取者が磁性物・不適物から資源を分別した後に残渣として排出される残渣灰を運営事業者は引取り、市最終処分場に搬出すること。

※ 磁性物・不適物の保管及び運搬等業務については、上記イを入札条件とすること。なお、運営期間中にアに変更する場合、委託料の変更については協議とする。

⑤ 焼却主灰

灰溶融運転状態においても、修繕工事等により灰溶融施設の運転を停止する場合がある。こうした場合にやむを得ず搬出せざるを得ない焼却主灰が発生した場合には、灰ピットにて適正に保管し、適宜、積込み・計量を行った後に市最終処分場に搬出すること。

ただし、焼却炉の全停時期と灰溶融炉のオーバーホール時期を合わせることで、灰溶融施設の運転再開まで一時的に灰ピットに貯留すること等により灰溶融運転状態における焼却主灰の搬出量を極小化すること。

(2) 灰溶融施設運転停止状態及び灰溶融施設運転中止状態

① 焼却主灰

市は、灰溶融施設運転停止状態及び灰溶融施設運転中止状態においては、焼却主灰を最終処分する方針である。運営事業者は、熱回収施設から発生する焼却主灰が関係法令、公害防止条件等を満たすことを確認し、灰ピットにて適正に保管し、適宜、積込み・計量を行った後に市最終処分場に搬出すること。なお、運営期間中に市が焼却主灰を資源化する方針に切り替える場合、委託料の変更については協議とする。

② 飛灰処理物（焼却由来）

飛灰処理物（焼却由来）の取扱いは、p24（1）③飛灰処理物（焼却由来及び溶融由来）と同様とする。

第3節 リサイクルセンターに係る運転管理業務

運営事業者は、リサイクルセンターの各施設を適切に運転し、リサイクルセンターの要求性能を発揮し、関係法令、リサイクルセンターの公害防止基準等を遵守し、搬入される廃棄物を適正に処理するとともに、経済的運転に努めること。

1. 搬入管理

- (1) 運営事業者は、プラットホームにおいて、監視員を配置し、車両の誘導、プラットホームの監視を行うこと。
- (2) 運営事業者は、一般市民が直接搬入するリサイクル対象物の荷下ろし時に適切な指示及び補助を行うこと。
- (3) 運営事業者は、市が不定期に行う展開検査（パッカー車等の中身の検査）に協力すること。
- (4) 運営事業者は、直接搬入車両及び許可車両が搬入する処理対象物について、本件施設の処理対象物であるか確認すること。特に火災発生の原因となる品目については注意すること。なお、疑義が生じた場合には至急市に報告すること。
- (5) 運営事業者は、添付資料1に示す処理不適物等のリサイクルセンターの処理対象物ではない廃棄物及び市が指示する廃棄物を処理しないものとし、これらを搬入した者に持ち帰らせること。
- (6) 運営事業者は、(4)の対応後に添付資料1に示す処理不適物が残った場合には、市に報告し、市へ引き渡すこと。
- (7) 運営事業者は、粗大ごみのうち、不燃性と可燃性に区分した上で、適正に処理を行うこと。
- (8) 運営事業者は、不燃ごみ及び粗大ごみの全量について、プラットホームでスプレー缶、ライター、リチウムイオン電池、水銀使用製品等の破碎不適物を選別すること。
- (9) 運営事業者は、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）」に基づく小型電子機器（以下「小型家電」という。）として分別され、本件施設に搬入されたものをプラットホームで破袋した上で、不適物を選別すること。
- (10) 運営事業者は、発火性危険ごみ等からスプレー缶を選別し、ガス抜き作業を行うとともに、破碎・選別処理を行うこと。

2. 運転条件

運営事業者は、以下に示す運転条件に基づき、本件施設を適切に運転管理すること。

(1) 年度別ごみ搬入量実績

年度別ごみ搬入量実績は、添付資料2に示すとおりである。

(2) 計画ごみ質

p9 2 計画ごみ質 参照

(3) 年間運転日数

リサイクルセンターの年間運転日数は、搬入される廃棄物等を滞りなく処理することを条件とすること。

(4) 運転時間

施設の運転時間は9時から12時、13時から17時を基本とし、廃棄物処理の状況によっては適宜調整すること。

(5) 公害防止基準

p14 5 公害防止基準参照

(6) 用役条件

p16 6 用役条件参照

(7) 施設動線

場内の動線については、別途市の指示する動線を遵守すること。緊急時の動線については、市と協議すること。

(8) 生成物発生量実績

生成物発生量実績は、添付資料2に示すとおりである。

(9) 車両の仕様

p22 2(8) 重機及び車両参照

3. 適正処理

運営事業者は、関係法令（p6 2 関係法令等の遵守参照）、リサイクルセンターの公害防止基準（p14 5 公害防止基準参照）等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理すること。

4. 適正運転

運営事業者は、施設の運転が、関係法令、リサイクルセンターの公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

5. 運転管理体制

- (1) 運営事業者は、リサイクルセンターを適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した運転管理体制について市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。

6. 運転計画の作成

- (1) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の保守管理、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、市の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合、市へ報告し、計画の変更をしなければならない。

7. 運転管理マニュアル

- (1) 運営事業者は、リサイクルセンターの運転操作に関して、運転管理上の目安としての自主管理値を設定するとともに、操作手順及び方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを作成し、運営準備期間中に市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、運転管理マニュアルを必要に応じて改定し、その場合は、速やかに市へ報告すること。

8. 運転管理記録の作成

運営事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、補修等の内容を含んだ運転日報、月報、年報等を作成しなければならない。

9. 生成物の保管、運搬等

(1) 資源化物

運営事業者は、不燃ごみ・粗大ごみ等から分別される破砕鉄・破砕アルミ、グラインダー材、無色びん・茶色びん・その他びんのカレット、缶類の成形品であるスチール缶プレス・アルミ缶プレス、ペットボトルプレス、白色トレイ及び白色発泡スチロールを減容後に生成される減容インゴット、廃蛍光管、廃乾電池、古紙類（段ボール、新聞紙、雑誌・その他の紙、紙パック）及び被覆線・小型家電について、引取者に引き渡すまでの間、適正に管理、保管すること。

(2) 不燃残渣

運営事業者は、不燃残渣を市の指定する場所に適正に保管し、適宜、積込み・計量を行った後に市最終処分場に搬出すること。

第5章 維持管理業務

運営事業者は、本件施設がその機能を十分に発揮できるように、以下に示す施設の保守管理、修繕工事、精密機能検査、清掃、特定部品の調達等を行い、運営期間にわたり適切な維持管理を行うこと。

第1節 保守管理

保守管理とは、本件施設を適正に維持管理していくための法定点検、法定点検以外の保守点検、機器の調整、日常的な小部品の取換えなどの一切の管理を指す。

1. 保守管理計画書の作成

- (1) 保守管理を行うための計画書（以下「保守管理計画書」という。）は、運営期間中の毎年度分を作成することとし、当該年度の前年度までに保守管理計画書を作成し、市の承諾を得ること。
- (2) 保守管理計画書のうち、法定点検に関する計画は、表 5-1 の内容（機器の項目、頻度等）を参考に作成すること。なお、本件施設のフロン排出法に係る第一種特定製品一覧は、添付資料7を参照のこと。
- (3) 保守管理計画書は、運転の効率性や安全性、操炉を考慮し計画すること。

表 5-1 法定点検、検査項目（参考）

| 設備名 | 法律名 | | 備考 |
|--------------------|-------------------------------|--|---|
| ボイラー | 電気事業法 | 第42条 保安規定 第55条 定期安全管理検査 | 定期検査 2年に1回以上（1号炉：令和4年度実施予定、2号炉：令和4年度実施予定） |
| タービン | 電気事業法 | 第42条 保安規定 第55条 定期安全管理検査 | 定期検査 4年に1回以上（令和2年度実施） |
| クレーン | 労働安全衛生法 クレーン等安全規則 | 第34条 定期自主検査 第35条 定期自主検査 第36条 作業開始前の点検 第40条 性能検査 | 1年に1回以上 1月に1回以上 作業開始前 2年に1回以上（令和4年度実施予定） |
| エレベータ | 建築基準法 | 第12条 報告、検査等 | 1年に1回以上 |
| 第1種圧力容器 | 労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器 安全規則 | 第67条 定期自主検査 第73条 性能検査等 | 1月に1回以上 1年に1回以上 |
| 第2種圧力容器 | 労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器 安全規則 | 第88条 定期自主検査 | 1年に1回以上 |
| 小型ボイラー及び 小型圧力容器 | 労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器 安全規則 | 第94条 定期自主検査 | 1年に1回以上 |
| 計量器 | 計量法 | 第19条 定期検査 | 2年に1回以上（令和4年度実施予定） |
| 貯水槽 | 水道法施行規則 | 第56条 検査 | 1年に1回以上 |
| 地下タンク | 消防法 | 第14条の3 | 1年に1回以上 |
| 消防用設備 | 消防法施行規則 | 第31条の6 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告 | 外観点検3月に1回以上 機能点検6月に1回以上 総合点検1年に1回以上 |
| エアコンディショナー | フロン排出抑制法 | 第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項 | (7.5kW～50kW未満)3年に1回以上 (50kW以上)1年に1回以上 |
| 冷蔵機器及び冷凍機器 | | | 1年に1回以上 |
| その他必要な項目 | 関係法令による | | 関係法令の規定による |

2. 保守管理の実施

運営事業者は、保守管理計画書に基づき、保守管理を実施すること。また、運営事業者は日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、臨時点検を実施すること。

3. 保守管理実施の報告

- (1) 保守管理を実施した結果を取りまとめた報告書（以下「保守管理実施結果報告書」という。）を作成し市へ報告すること。
- (2) 保守管理実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は市との協議による年数保管すること。

第2節 修繕工事

修繕工事とは、本件施設の劣化した機能の改善又はより良い機能の発揮を目的に行う補修工事、更新工事及び保全工事を指す。

1. 補修工事

補修工事とは、本件施設の劣化した部分、部材、機器又は低下した性能若しくは機能を初期の性能水準又は実用上支障のない性能水準まで回復させる補修又は部分的な交換を指す。

(1) 補修工事計画書の作成

- ① 運営事業者は、表 5-2 を参考に補修工事を行うための計画書（以下「補修工事計画書」という。）を作成すること。
- ② 運営事業者は、運営準備期間中に運営期間を通じた本件施設の補修工事計画書を作成し、市の承諾を得ること。
- ③ 運営期間を通じた補修工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、市の承諾を得ること。
- ④ 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間補修工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、市の承諾を得ること。
- ⑤ 補修工事実施に際して、補修工事実施前までに詳細な補修工事の内容を取りまとめた計画書（以下「補修工事実施計画書」という。）を作成し、市の承諾を得ること。

表 5-2 補修工事の分類（参考）

| 作業区分 | | 概要 | 設備・機器（例） | |
|------|------|---|--|----------------------------|
| 補修工事 | 予防保全 | 時間基準保全 | <ul style="list-style-type: none"> 具体的な劣化の兆候を把握しにくい、あるいはパッケージ化されて損耗部のみのメンテナンスが行いにくいもの 構成部品に特殊部品があり、その調達期限があるもの | コンプレッサ、ブロワ、電気計装部品、電気基板等 |
| | | 状態基準保全 | <ul style="list-style-type: none"> 摩耗、破損、性能劣化が、日常稼動中あるいは定期点検において、定量的に測定あるいは比較的容易に判断できるもの | 耐火物損傷、ボイラー水管の摩耗、灰・汚水設備の腐食等 |
| | 事後保全 | <ul style="list-style-type: none"> 故障してもシステムを停止せず容易に保全可能なもの（予備系列に切り替えて保全できるものを含む） 保全部材の調達が容易なもの | 照明装置、予備系列のあるコンベヤ、ポンプ類 | |

※表中の業務は、プラント設備、建築設備いずれにも該当する。

（2）補修工事の実施

運営事業者は、補修工事実施計画書に基づき、本件施設の要求性能を維持するために補修工事を行うこと。

（3）補修工事実施の報告

- ① 運営事業者は、補修工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含め、補修工事の実施結果を取りまとめた報告書（以下「補修工事実施結果報告書」という。）を作成し、市へ報告すること。
- ② 運営事業者は、各年度の年間の補修工事実施結果を取りまとめた報告書（以下「年間補修工事実施結果報告書」という。）を作成し、市へ報告すること。
- ③ 補修工事実施結果報告書及び年間補修工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は市との協議による年数保管すること。

2. 更新工事

更新工事とは、本件施設の劣化した機器又は装置を全交換することで低下した性能若しくは機能を初期の性能水準又は実用上支障のない性能水準まで回復させることを指す。

（1）更新工事計画書の作成

- ① 運営事業者は、運営準備期間中に運営期間を通じた本件施設の更新工事を行うための計画書（以下「更新工事計画書」という。）を作成し、市の承諾を得ること。
- ② 運営期間を通じた更新工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、市へ報告すること。
- ③ 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間更新工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、市の承諾を得ること。
- ④ 更新工事実施に際して、更新工事実施前までに詳細な更新工事の内容を取りまとめた計画書（以下「更新工事実施計画書」という。）を作成し、市の承諾を得ること。

(2) 更新工事の実施

運営事業者は、更新工事実施計画書に基づき、本件施設の要求性能を維持するために更新工事を行うこと。

(3) 更新工事実施の報告

- ① 運営事業者は、更新工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含め、更新工事の実施結果を取りまとめた報告書（以下「更新工事実施結果報告書」という。）を作成し、市へ報告すること。
- ② 運営事業者は、各年度の年間の更新工事実施結果を取りまとめた報告書（以下「年間更新工事実施結果報告書」という。）を作成し、市へ報告すること。
- ③ 更新工事実施結果報告書及び年間更新工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は市との協議による年数保管すること。

3. 保全工事

運営事業者は、本件施設について、要求性能の維持や公害防止基準の遵守と関連の無い事項であっても運営の使い勝手や効率性を考慮し、点検・修理・交換等を適宜行うこと。特に照明設備、空調設備、換気設備等の建築設備の修理・交換、構内案内板の修理・交換、構内白線引き、散策路及びビオトープ池の維持管理等について配慮すること。運営事業者は、保全工事を実施した結果を取りまとめた報告書（以下「保全工事実施結果報告書」という。）を作成し、市へ報告すること。

第3節 精密機能検査

運営事業者は、3年に1回以上の頻度で精密機能検査を実施し、その結果を市に報告すること。なお、精密機能検査は、第三者機関に委託すること。また、精密機能検査の結果、要求性能が満たされていない場合、運営事業者の負担で改善すること。

なお、直近の精密機能検査は、令和2年度に実施している。

第4節 清掃

運営事業者は、運営期間を通じて本件施設を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

運営事業者は、清掃計画書を作成し、運営準備期間中に市の承諾を得ること。清掃計画書に基づき清掃を実施すること。また、清掃実施結果報告書を市へ報告すること。

第5節 維持管理マニュアル

- (1) 運営事業者は、運営期間にわたり本件施設の適切な維持管理を行っていくため、維持管理について基準化した維持管理マニュアルを作成し、運営準備期間中に市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、維持管理マニュアルを必要に応じて改定するものとし、その場合は、速やかに市へ報告すること。

第6節 長寿命化総合計画の運用

運営事業者は、長寿命化総合計画における施設保全管理計画と実績を対比した資料を作成し、市に報告すること。

運営事業者は、点検・検査、補修、精密機能検査、機器更新等の履歴に基づき、必要に応じて長寿命化総合計画を更新し、その都度、市の承諾を得ること。

第7節 特定部品の調達

運営事業者は、運營業務の実施において、添付資料8に示す本件施設の施工企業の製品の調達に際し、施工企業の協力を求めることができる。また、特定部品の定期点検、部品等の調達、補修について、施工企業の協力により、合理的な条件で調達することができる。ただし、本規定は、施工企業からの調達を義務付けるものではなく、運営事業者が自らの責任において施工企業以外から特定部品を調達することも認める。運営事業者が施工企業以外から特定部品の代替部品を調達する場合、調達に関わる一切の責任を負うものとする。当該調達先、調達時期及び本件施設の機能を維持できることを事前に市へ説明し、市の承諾を得ること。

第6章 測定管理業務

運営事業者は、表 6-1 に示す測定を実施すること。ただし、表 6-1 に示す測定項目は運営事業者が行うべき測定の最低基準を示すもので、運営事業者は必要に応じ詳細な測定を行うこと。また、測定の実施に当たっては備付けの自主検査計測機器の校正を実施すること。

第1節 測定管理マニュアル

運営事業者は、表 6-1 に示す測定項目及び測定頻度を参考に運営準備期間中に測定管理マニュアルを作成し、市の承諾を得ること。

本件施設の運営の状況をより効果的に把握することが可能な測定項目等について運営事業者及び市が合意した場合、表 6-1 に示す測定項目及び測定頻度は適宜、変更されるものとする。

運営事業者は、測定管理マニュアルを必要に応じて改定し、その場合は、速やかに市へ報告すること。

表 6-1 運営期間中の測定項目

| 項目 | | 関係法令 | 頻度 | 備考 |
|---|--------------------------------|---------------------------------|------|-----|
| 大 気 | ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水銀 | 大気汚染防止法 | 4回/年 | 各 炉 |
| | 酸素、一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ばいじん | 自主検査 | 連続測定 | 各 炉 |
| | ばいじん中の重金属分析 | 自主検査 | 4回/年 | 各 炉 |
| | ダイオキシン類測定 | ダイオキシン類対策特別措置法 | 4回/年 | 各 炉 |
| 水 質 | 井戸水水質検査（ボイラ給水項目） | 自主検査 | 4回/年 | 2地点 |
| | 井戸水水質検査（上記以外） | 自主検査 | 1回/年 | 2地点 |
| | 井戸水ダイオキシン類測定 | 自主検査 | 1回/年 | |
| | 飲料水水質検査 | 水道法 | 2回/年 | 各 槽 |
| | 浄化槽処理水槽 | 浄化槽法 | 1回/月 | |
| ごみ 質 | 種類別組成 | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 | 1回/月 | |
| | 三成分、低位発熱量、単位体積重量 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 4回/年 | |
| 飛灰処理物 | 溶出試験 | 金属等を含む産業廃棄物にかかる判定基準 | 2回/年 | |
| | 塩基度測定 | 自主検査 | 4回/年 | |
| | ダイオキシン類測定 | ダイオキシン類対策特別措置法 | 1回/年 | |
| 溶融スラグ※1 | 含有量試験 | J I S | 1回/月 | |
| | 溶出量試験 | J I S | 1回/月 | |
| | 化学成分試験 | J I S | 4回/年 | |
| | 物理性状試験 | J I S | 4回/年 | |
| | ポップアウト試験 | J I S | 4回/年 | |
| | ダイオキシン類測定 | ダイオキシン類対策特別措置法 | 1回/年 | |
| 騒 音 | 騒音測定 | 自主検査 | 1回/年 | 4地点 |
| 振 動 | 振動測定 | 自主検査 | 1回/年 | 4地点 |
| 悪 臭 | 悪臭濃度・臭気濃度測定 | 自主検査 | 1回/年 | 2地点 |
| 作業環境 | 作業環境ダイオキシン類測定 | ダイオキシン類対策特別措置法 | 2回/年 | |
| 焼却主灰 | 焼却灰熱しゃく減量測定 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 1回/月 | 各 炉 |
| | 溶出試験※2 | 金属等を含む産業廃棄物にかかる判定基準 | 2回/年 | 各 炉 |
| | ダイオキシン類測定※2 | ダイオキシン類対策特別措置法 | 1回/年 | 各 炉 |
| 不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、びん、缶、ペットボトル、白色トレイ、白色発泡スチロール、小型家電 | 単位体積重量 | 自主検査 | 4回/年 | |
| 破碎鉄 破碎アルミ | 純度 | 自主検査 | 4回/年 | |
| | 回収率 | 自主検査 | 4回/年 | |
| | 単位体積重量 | 自主検査 | 4回/年 | |
| スチール缶 アルミ缶 | 純度 | 自主検査 | 4回/年 | |
| | 回収率 | 自主検査 | 4回/年 | |
| | 圧縮後の単位体積重量 | 自主検査 | 4回/年 | |
| びんカレット | 単位体積重量 | 自主検査 | 4回/年 | |
| ペットボトル | 圧縮後の単位体積重量 | 自主検査 | 4回/年 | |
| 空間放射線量 | — | 自主検査 | 1回/週 | |

※1：灰溶融施設運転状態における測定項目である。

※2：灰溶融施設運転停止状態又は灰溶融施設運転中止状態における測定項目である。

第7章 防災管理業務

第1節 二次災害の防止

運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び本件施設へ与える影響を最小限に抑えるように本件施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

第2節 緊急対応マニュアルの作成

運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、熱回収施設及びリサイクルセンターの安全停止、各施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、運営準備期間中に市の承諾を得ること。

運営事業者は、緊急対応マニュアルを必要に応じて改定し、その場合は、速やかに市へ報告すること。

第3節 自主防災組織の整備

運営事業者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、市等への連絡体制を整備すること。

なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。

第4節 防災訓練の実施

緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、防災訓練等の開催に当たっては、事前に自主防災組織の構成団体に連絡し、当該団体の参加について協議すること。

第5節 事故報告書の作成

運営事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、市に提出すること。

第6節 事業継続計画書の作成

運営事業者は、緊急事態が発生した際に、運營業務の継続や復旧を速やかに遂行するための事業継続計画（Business continuity planning：BCP）を策定すること。事業継続計画には、災害、疫病、システム障害などの緊急事態別に具体的な対応方法、事業継続可否の判断指標を設けること。

第8章 その他関連業務

第1節 植栽管理

運営事業者は、本件施設の緑地、植栽等を常に良好に保ち、適切に維持管理すること。

第2節 保険

市は、本件施設を対象とした保険として公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入しているが、運営事業者は、運營業務に伴うリスクに備えるため、運営期間中、労働災害保険、第三者損害賠償保険に加入すること。また、労働災害保険、第三者損害賠償保険以外でも運營業務を実施する上で必要と考える保険があれば加入すること。加入する保険の種別等については、市と協議の上決定すること。

第3節 見学者への対応

- (1) 運営事業者は、本件施設の見学を希望する一般市民及び小学生の社会科見学への対応を行うこと。
また、運営事業者は、市が行う一般市民からの受付及び行政視察対応への協力を行うこと。
- (2) 運営事業者は、見学者説明用パンフレットの内容更新、追加印刷等を実施すること。また、内容更新する際には、更新した電子データも市に納めること。詳細については、市と協議のうえ決定すること。

第4節 地域住民への対応

- (1) 運営事業者は、常に適切な運営を行うことにより、周辺の住民の理解、協力を得ること。なお、住民等による意見等があった場合、即時市に報告すること。運営事業者は市から協力要請があった場合は市職員の指示に従い、対処すること。
- (2) 運営事業者は、必要に応じて市や自治会等の会議に参加し、協議内容を遵守しなければならない。

第5節 放射能対応

市は、本件施設でこれまで生成した放射能濃度が 8,000Bq/kg を超える飛灰処理物（指定廃棄物）について、特措法の基準にのっとり、フレコン飛灰の状態で事業敷地内にて保管している。今後、放射能濃度の減衰により基準値を下回った場合は、関係機関と協議の上、処分を進めていく予定である。

運営事業者は、事業期間中の従事者の線量管理や、「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて（環境省 事務連絡 平成 23 年 6 月 28 日）」等に基づく従事者の安全確保について法令等に遵守した対応を行うこと。

市は、本件施設から生成される副生成物及び生成物の放射能濃度の測定を適宜実施し、その測定結果を運営事業者に開示するものとする。なお、運営事業者は、これらの測定に立ち会うことができる。

運営事業者は、本件施設の空間放射線量を市の指定する場所で週 1 回程度測定すること。測定箇所は添付資料 9 に示すとおりである。なお、必要な測定機器は市から貸与する。

本件施設から生成される副生成物の放射能濃度及び本件施設の空間放射線量のこれまでの測定結果は、添付資料 10 に示すとおりである。

第6節 再生品提供事業への対応

市は、粗大ごみの戸別収集により搬入された粗大ごみのうち、再生品として再使用できる物を再生品提供事業として市民に安価で提供している。運営事業者は、搬入された粗大ごみの選別、清掃、軽修理、展示及び抽選会等への協力を行うこと。

第7節 積雪対策

運営事業者は、構内道路等の積雪対策（除雪等）を実施し、本件施設の運営に支障がない状況を維持すること。積雪対策は、運營業務期間にわたり運営事業者が実施すること。

第8節 その他関連業務マニュアル

運営事業者は、その他関連業務マニュアルを作成し、運営準備期間中に市の承諾を得ること。なお、運営事業者は、その他関連業務マニュアルを必要に応じて改定し、その場合、速やかに市へ報告すること。

第9章 情報管理業務

運営事業者は、本事業で作成する各計画書・報告書・マニュアル等を以下に示すとおり適切に管理すること。

第1節 運営体制

運営事業者は、受注後速やかに本事業に関する以下の体制について、運営体制報告書として取りまとめ、運営準備期間中に市の承諾を得ること。運営事業者は、必要に応じ下記以外の体制についても運営体制報告書に取りまとめ、市の承諾を得ること。

- (1) 安全衛生管理体制・作業環境管理体制
- (2) 防火管理体制
- (3) 連絡体制
- (4) 施設警備・防犯体制
- (5) 運転管理体制
- (6) 緊急時の連絡体制

第2節 運営マニュアル

運営事業者は、受注後速やかに、施工企業が作成した取扱説明書等を踏まえ、市と協議のうえ次の(1)～(5)に掲げるマニュアル（以下「運営マニュアル」と総称する。）を作成し、運営準備期間中に市の承諾を得るものとする。運営事業者は、必要に応じ(1)～(5)以外のマニュアルも作成し、市の承諾を得ること。

運営期間中の運営マニュアルの変更を認めるが、運営マニュアルを改定した場合は、速やかに市へ報告すること。

- (1) 熱回収施設及びリサイクルセンターの運転管理マニュアル
- (2) 維持管理マニュアル
- (3) 測定管理実施マニュアル
- (4) 緊急対応マニュアル
- (5) その他関連業務マニュアル

第3節 運営業務実施計画書

運営事業者は、市と協議のうえ次年度の運営業務実施計画書を毎年度作成し、次年度の運営業務が開始する前までに市の承諾を得るものとする。

運営業務実施計画書には、年間行事予定、業務実施体制、有資格者名簿、年間運転計画等を含むものとし、詳細については市と協議のうえ決定すること。

第4節 運転

- (1) 運営事業者は、熱回収施設及びリサイクルセンターの年間運転計画書、月間運転計画書、年間調達計画書及び月間調達計画書を作成し、市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、熱回収施設及びリサイクルセンターのごみ搬入量、排出量（最終処分物、資源化物）、運転データ、用役データ（固定費及び変動費単価）、運転日報、月報、年報等を記載した

運転管理記録を作成し、市に提出すること。

- (3) 運営事業者は、運転管理記録を毎月取りまとめ、毎月終了後10日以内に市へ報告すること。
- (4) 運転管理記録の詳細項目は、市と協議の上決定すること。
- (5) 運転管理記録関連データは、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管すること。

第5節 保守管理

- (1) 運営事業者は、熱回収施設及びリサイクルセンターの保守管理計画及び保守管理結果を記載した保守管理実施結果報告書を作成し、市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、保守管理実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定すること。
- (3) 保守管理関連データは、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管すること。

第6節 補修工事

- (1) 運営事業者は、運営期間を通じた補修工事計画書、年間補修工事計画書、補修工事実施計画書の補修結果を記載した補修工事実施結果報告書及び年間補修工事実施結果報告書を作成し、市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、年間補修工事実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定すること。
- (3) 補修工事関連データは、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管すること。

第7節 更新工事

- (1) 運営事業者は、運営期間を通じた更新工事計画書、年間更新工事計画書、更新工事実施計画書の更新工事結果を記載した更新工事実施結果報告書及び年間更新工事実施結果報告書を作成し、市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、年間更新工事実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定すること。
- (3) 更新工事関連データは、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管すること。

第8節 保全工事

- (1) 運営事業者は、保全工事を行った場合は、保全工事結果を記載した保全工事実施結果報告書を作成し、市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、保全工事実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定すること。
- (3) 保全工事関連データは、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管すること。

第9節 清掃実施

- (1) 運営事業者は、清掃計画及び清掃実施結果報告書を作成し、市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、清掃実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定すること。

- (3) 清掃関連データは、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管すること。

第10節 測定管理

- (1) 運営事業者は、表 6-1 に示す測定管理項目に基づき、各項目の測定方法について記載した測定管理実施マニュアルを運営期間開始の30日前までに作成し、市の了承を得ること。
- (2) 運営事業者は、測定管理実施マニュアルに基づき測定管理を行うこと。
- (3) 運営事業者は、測定管理結果を測定管理結果報告書としてまとめ、市へ提出すること。
- (4) 運営事業者は、測定管理結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定すること。
- (5) 測定管理結果報告書は、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管すること。

第11節 施設情報管理

- (1) 運営事業者は、本事業の対象施設に関する各種マニュアル、図面等を運営期間にわたり適切に管理すること。
- (2) 運営事業者は、修繕工事等により、本事業の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- (3) 運営事業者は、本件施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法について検討し、市へ報告すること。
- (4) 運営事業者は、市が発信するホームページ等に掲載する資料について提出を求められた場合、速やかに対応すること。

第12節 業務完了報告

- (1) 運営事業者は、上記第3節から第10節の履行結果を取りまとめた業務完了報告書を作成し、市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、業務完了報告書を提出し、市の承諾を得ることで市からの委託料を受けられることができる。
- (3) 業務完了報告書は、毎月提出することとし、毎月終了後10日以内に提出すること。
- (4) 業務完了報告書の詳細項目は、市と協議の上決定すること。

第13節 その他管理記録報告

- (1) 運営事業者は、本件施設の管理記録すべき項目又は運営事業者が自主的に管理記録する項目を考慮し、管理記録報告を作成すること。
- (2) 運営事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定すること。
- (3) 管理記録報告については、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管すること。